

記載例(4月1日~)

●窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

●住民票に記載されている住所を記入してください。

●離婚届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

ただし、休日・夜間窓口に提出する場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日、住民異動届をご提出ください。

●二人の話し合いによる離婚は「協議離婚」に☑

●婚姻時に氏が変わった方が、旧姓に戻る場合のみ記入してください。

●婚姻前の戸籍に戻る場合 ⇒☑もとの戸籍にもどる

●旧姓で新戸籍をつくる ⇒☑新しい戸籍をつくる

●婚姻時に氏が変わった方が、現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。(別紙参照)

月 日 午 前 後 時 分 受付

補記 有・無

令和 8 年 4 月 1 日 届出

愛媛県松山市長殿

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知
第	号					

(フリガナ) 夫 マツヤマ タロウ	妻 マツヤマ ハナコ
氏 名 松山 太郎	松山 花子
生 年 月 日 大正・昭和 5 年 1 月 1 日	大正・昭和 6 年 4 月 1 日
住 所 松山市二番町4丁目	松山市北斎院町
(住民登録をして	
いるところ)	
(アパート・マンション名)	(アパート・マンション名)
本 籍 松山市二番町4丁目	松山市鷹子町
(外国人のときは	
国籍だけを書いて	
ください)	
筆頭者の氏名	松山 太郎
夫の父 松山 一	妻の父 愛媛 一郎
続き柄 長男	続き柄 二女
母 マツ	母 山田 久子
養父 松山 子規	養父
続き柄	続き柄
養母 みかん	養母
養子	養女

離婚の種別

☑ 協議離婚

☐ 調停 令和 年 月 日 成立

☐ 審判 令和 年 月 日 確定

☐ 和解 令和 年 月 日 成立

☐ 請求の認諾 令和 年 月 日 認諾

☐ 判決 令和 年 月 日 確定

婚姻前の氏に

☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる

☑ 妻 は ☑ 新しい戸籍をつくる

未成年の子の氏

夫が親権を行う子 松山二郎

妻が親権を行う子 松山二郎、松山三郎

同居の期間

別居する前の住所

別居する前の世帯のおもな仕事と

夫の職業 営業職又は04

妻の職業 無職又は00

親権者の定めについて真意に基づいて合意した。

夫 松山太郎 妻 松山花子

届出人署名 (※押印は任意)

夫 松山 太郎 印

妻 松山 花子 印

1407 7.6 2,000 上55 A3

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届書は1通でけっこうです。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	松山 一 印	山田 久子 印
生 年 月 日	大正・昭和 35 年 5 月 3 日	大正・昭和 37 年 6 月 6 日
住 所	松山市三津3丁目	松山市鷹子町
	2番30号	812番地
本 籍	松山市三津3丁目2番	松山市鷹子町812番地1
	番地 番	番地 番

●協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は、成人2名の証人が必要です。ただし、裁判による離婚の場合は必要ありません。
●必ず、証人が署名してください。(押印は任意)

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑面会交流について取決めをしている。
☐まだ決めていない。
面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑養育費の分担について取決めをしている。
☐まだ決めていない。
養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。
取得方法:(☑公正証書 ☐それ以外)

●未成年の子がいる場合

- ①夫又は妻の単独親権
⇒親権を行う方の欄に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。
- ②夫妻の共同親権
⇒夫が親権を行う子欄、妻が親権を行う子欄の双方に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。
- ③親権者指定の家事審判(家事調停)の申立て中
⇒その他欄に「親権者の指定を求める家事審判(家事調停)の申立てがされている子 松山一郎(子の氏名)」と記入してください。

●戸籍の筆頭者でない方が、現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。(別紙参照)

●面会交流・養育費の分担についてチェックしてください。

★時間外受付について★
※閉庁時に届出される方は、夜間窓口へお越しください。
※毎週木曜日は19:00まで
毎月第2土曜日は8:30~17:00まで本館1階市民課での受付が可能です。

